

少子化対策・子育て支援の加速

2021年4月26日
竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

これまで、出生率の低下に対し、保育の受け皿整備、育児休業制度の充実、幼児教育無償化など多くの少子化対策・子育て支援策を実施してきた。菅政権でも、不妊治療に係る負担軽減、男性育休取得、新子育て安心プランの決定等の措置を講じてきた。

しかしながら、2015年まで100万人を超えていた出生数は、予測より10年も早く2021年には80万人を下回る可能性もあるなど、感染症の下で少子化が加速しており、社会全体として危機感を共有していくべき事態。これまでの取組の実効性を高めるとともに、若年層の雇用・所得環境を引上げ、社会全体で安心して結婚し子供を産める環境を整えていくべき。

また、感染症の下、ひとり親や子供の貧困をめぐる厳しい状況など弱者にしわ寄せが出てきている点や、さらには不登校児童数の増加や児童虐待などの問題に対して、公助、共助の両面から、対応が実施されてきた。共助促進の仕組みの充実・強化については前回提案¹したが、こうした取組をしっかりと定着・拡充させ、社会全体で子供を守っていくべき。

1. 子ども・子育て世帯支援の強化

感染症下で深刻化した子ども・子育て世帯が抱える課題や孤独・孤立問題、格差問題には早急な対応が必要。

- 1 NPOとも連携しながら、弱い立場にある者への支援を強化すべき。低所得者のふたり親世帯に対する子育て世帯支援特別給付金の迅速な支給に向け、デジタル庁関連法案により可能となるマイナンバーを利用した給付が可能となるよう、速やかに特定公的給付の指定を行うべき。
- 1 社会の安心・安全は子育ての基盤であり、緊急事態時における保育・教育・子ども医療の在り方については、今回の経験を踏まえ、データに基づいてしっかりと検証を行い、今後に備えるべき。
- 1 上記の広範な課題について、これまで相当程度の資金を投入して少子化対策、子育て支援策を講じてきた。これらの各種施策の効果を徹底的に分析し、総点検した上で、具体的成果につながる適切なKPIを定めた包括的な政策パッケージを策定し、推進していくべき。
- 1 子ども・子育て世帯等への支出を拡大する観点から、応能負担を中心に財源を確保しつつ²、必要な支援策を講じ、諸外国比でもみてもそんな水準に引き上げるとともに、より効果的な支出に振り向けていくべき。長期的には、

¹ 令和3年第4回経済財政諮問会議「社会的課題の解決に向けた「共助」促進の仕組みの強化を(有識者議員提出資料)において、休眠預金制度、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングといった多様なファイナンスの利活用促進、透明性確保などを提案している。

² 勤労高齢者の拡大は税収の増加にも寄与するほか、高額所得者の負担・給付の在り方を見直す等

歳入改革を通じて十分な財源を確保しつつ、子ども・子育て世帯に重点を置いて支援していくべき。

2. 雇用・所得環境の引上げを通じた安心して結婚し子供を産める環境の整備

非正規雇用の年収は 300 万円で頭打ちの傾向にある中、若年層の非正規比率は依然として高止まりしている。若者の婚姻・出産には、出会いの機会の不足に加えて、年収が少ないと子供が少ない、出産後の就業継続が難しい、男性の家事・育児時間が短いと第2子を持たない傾向など、働き方と所得環境が大きく影響しており、成長と雇用の好循環の拡大の実現は少子化是正に大きく寄与する。

- 1 若年層に対する人材投資・能力開発等の促進を通じた付加価値生産性向上により、所得底上げを図るとともに、同一労働同一賃金の徹底、最低賃金の引上げ、正規化の促進等を通じて、賃上げのモメンタムを継続すべき。
- 1 ジョブ型雇用、テレワーク、共働き化といった子育て世帯を巡る働き方の変化を踏まえ、小児を抱える家庭でのテレワーク推進、病児保育サービスの促進、地域での子育て相互援助³の推進等を強化すべき。また子育てサービスの多様化を推進し、情報の一元的提供等も強化すべき。
- 1 年功賃金体系から生産性に応じた若手重視の賃金体系への見直しを更に推進すべき。また、家族手当・扶養手当について、配偶者から子供重視にシフトすべき。
- 1 育児休業法改正案では、育休分割取得を可能にすることに加え、育児休業の取得意向確認、大企業の取得状況の公表が義務付けられている。性別を問わず希望する者が育児休業を円滑に取得できるよう、働きかけを強化すべき。
- 1 これまでに行われた制度改革の実効性を最大限高めるべく、経済界含め日本社会全体で、非正規から正規に転換できない、非正規に対する能力開発が行われない、育児で職場を離れると戻れない、男性は育休を取らない、といった意識・風土や慣行を抜本的に改めていくべき。

3. 少子化対策・子育て支援のための体制の整備

現在党で検討が行われている、いわゆるこども庁の検討に当たっては、組織論から入るのではなく、児童虐待や子供の貧困などをなくし、子ども及び子育て世帯が安心して暮らせる社会を実現するために必要な機能⁴を明らかにし、それに最も良く対応できる組織とすることが期待される。

³ 市区町村が実施するファミリー・サポート・センター事業（児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動の連絡調整）等

⁴ 以下のような機能が考えられる。

- ・子ども子育て世帯関連、少子化対策の政策立案・総合調整
- ・政府全体の関連予算の一元化、関連政策全体の政策評価とPDCAの実行
- ・各省の関連施策の縦割り業務（幼児教育・保育、児童虐待（児童相談所、警察）、障害児等に対する保育・教育・福祉の担保等）の一元化
- ・地方（自治体、支分部局）との連携